

## 《論説》

## 英国における条件付き刑事訴追猶予制度

吉 開 多 一

- I はじめに
- II 導入までの経緯
- III 制度の現状
- IV 運用状況
- V 問題点とその検討
- VI 結びに代えて

## I はじめに

英国（イングランド及びウェールズをいう。）は、私人訴追主義の伝統を持つが、主に刑事訴追を行っているのは警察であり、警察には訴追する権限のみならず、被疑者に対する注意処分（caution）等の裁判外処分（out of court disposal）により、裁判所が関与することのないまま刑事事件を終結させる権限も与えられている<sup>(1)</sup>。

2003年11月に成立した2003年刑事司法法<sup>(2)</sup>（以下、「2003年法」という。）は、この裁判外処分の一つとして条件付注意処分（conditional caution）を導入した<sup>(3)</sup>。同制度は、被疑者が被疑事実を争っておらず、被疑者を訴追するだけの十分な証拠がある事件について、警察官や検察官が、公益性（public interest）を検討し、被疑者の更生（rehabilitation）や犯罪によって生じた害の修復（reparation）等を目的とする条件を付して訴追を猶予することが適切であると判断した場合に、訴追を猶予して被疑者に条件を遵守させ、条件が遵守されれば訴追をせず、条件が遵守されなければそれまで訴追を猶予していた犯罪について訴追するという、条件付きの刑事訴追猶予制度である。

わが国は、刑事事件については検察官のみが公訴権を有する国家訴追主義をとり（刑訴法 247 条）、検察官に広汎な起訴裁量が与えられている（同 248 条）ほか、逮捕・勾留による身柄拘束期間（同 203～205 条、208 条）などにおいても、英国との法制度の違いは小さくなく、そのことに留意が必要であるが、英国の条件付注意処分は、公益性を実質的に判断して訴追を猶予するもので、わが国の制度でいえば、形式的判断に基づく微罪処分（同 246 条但書）よりも、実質的判断に基づく起訴猶予に近い。わが国では、起訴猶予に条件を付することについて、主に起訴猶予に保護観察を付することができるか否かという問題を巡って議論されたが、否定的な立場が多く<sup>(4)</sup>、現在でも起訴猶予に条件を付することは認められていない。しかし、最近になって司法と福祉の連携が注目され、検察庁や弁護士による「入口支援」が試行されているなど、起訴猶予に関して新しい動きが生じつつある<sup>(5)</sup>。英国の条件付注意処分制度について考察することは、こうした新しい動きを踏まえてわが国の起訴猶予制度のあり方を考える上でも、参考になると思われる。そこで本稿では、これまでに入手できた資料に基づき、条件付注意処分制度が導入された経緯や現状、運用状況について紹介した上、同制度に関するいくつかの問題点を検討し、同制度の意義や課題について考察することにした。

## II 導入までの経緯

### 1 注意処分と付加措置

英国では、全ての事件を訴追する必要はないし、望ましくもないという考えに基づき、古くから法的根拠なく、また成人・少年を問わず、警察による注意処分によって刑事事件を終結させることが行われていた。注意処分で将来の犯罪を防止できるのであれば、訴追の必要はないし、高齢又は若年その他の理由から脆弱な犯罪者を訴追することは、かえって害悪を生じさせると考えられていたためである<sup>(6)</sup>。このように従来から行われてきた注意処分は、後に条件付注意処分が立法化されると、区別のため単純注意処分

(simple caution) と呼ばれるようになる。

注意処分は、内務省の指針（Home Office Circular）に基づいて行われてきたが、法的根拠がなかったこともあって、地域により実施状況にばらつきがあった。そのため地域によっては、少年事件において、注意処分に何らかの措置を付加すること（caution plus）が行われていた。こうした付加措置には、犯罪によって生じた害を修復すること、不法侵入犯に自らの犯罪による影響について被害者と話し合わせることで、遊び型の自動車盗犯に運転手の責任を理解させるための運転や整備の講習を受講させることなどがあった。しかし、訴追の威嚇の下に付加措置を強制すると、これらの措置の効果が弱まると考えられていたため、対象者が付加措置への参加を拒否しても、何ら制裁を受けることはなかった<sup>(7)</sup>。

## 2 少年に対する最終警告処分

少年に対する最終警告処分制度（reprimands and warnings）は、10歳以上18歳未満の少年を対象とし、原則として、初犯の少年は譴責処分（reprimands）、再犯の少年は最終警告処分（warnings）、さらに犯罪をした少年は訴追して刑事裁判を受けさせるという「三段階アプローチ」（three-step approach）<sup>(8)</sup>を採用したものであった。

同制度を導入したのは、1998年犯罪及び不秩序法<sup>(9)</sup>（以下、「1998年法」という。）65条及び66条であるが、同法は「犯罪に厳しく、犯罪の原因に厳しく」（Tough on crime, tough on the causes of crime）をマニフェストに掲げ、1997年の総選挙で政権を獲得した労働党のブレア政権が初めて行った刑事司法に関する主要立法である。最終警告処分制度の「三段階アプローチ」は、「犯罪に厳しく」の具体化として、犯罪を繰り返す少年に確実に責任をとらせるべく、注意処分が繰り返されることがないように、その適用を制限することを目的としていた<sup>(10)</sup>。

最終警告処分の決定権者は、警察官（a constable）であり、適用するための前提要件は、①少年が犯罪をしたことを証明する証拠があること、②訴

追すれば有罪になる現実的な見込みがあること、③少年が自白していること、④少年に前科がないこと、⑤訴追に公益性がないことが必要で（1998年法 65 条 1 項）、その上で、少年がそれまでに譴責処分及び最終警告処分を受けておらず、かつ、犯罪が最終警告処分を相当とするほど重大ではないと認められれば、警察官は少年を譴責処分にする事ができ（同法 65 条 2 項及び 4 項）、また、少年がそれまでに最終警告処分を受けていなければ、あるいは、最終警告処分歴があっても 2 年以上経過して、かつ、今回の犯罪が訴追を必要とするほど重大ではないと認められれば、警察官は少年を最終警告処分にする事ができた（同法 65 条 3 項）。警察官は、17 歳未満の少年を譴責処分や最終警告処分にする場合、警察署において、「適切な大人」（appropriate adult）<sup>(11)</sup> の同席の下で、譴責処分や最終警告処分となった場合の効果につき、分かりやすい言葉で説明しなけりばならなかった（同法 65 条 5 項）。もっとも、譴責処分や最終警告処分を決定するにあたっては、少年や「適切な大人」の同意は必要とされなかった。

譴責処分にされると、付加措置はないが、譴責処分歴は残り、それが将来の刑事裁判で参照される可能性があった（同法 66 条 5 項）。最終警告処分にされると、付加措置があり、少年は直ちに警察官から少年犯罪対策チーム（Youth Offending Team）<sup>(12)</sup> に付託され、同チームによるアセスメントを受けた上で、同チームが不要と認めた場合を除き、更生と再犯防止を目的とするプログラム（rehabilitation programme）を受講することとされた（同法 66 条 1 項、2 項及び 6 項）。また、最終警告処分を受けてから 2 年以内に対象少年が有罪判決を受けると、裁判所は「例外的な事情」がない限り、条件付釈放（conditional discharge）を言い渡すことはできないとされた（同法 66 条 4 項）。なお、少年が少年犯罪対策チームによるアセスメントを拒否した場合や、更生プログラムに失敗した場合は記録に残され、将来の刑事裁判で参照される可能性はあったが（同法 66 条 5 項）、こういった拒否や失敗それ自体によって少年が制裁を受けることはなかったのて、少年が拒否しようと思えば更生プログラムを拒否する事ができた<sup>(13)</sup>。

この少年に対する最終警告処分は、「三段階アプローチ」のために三回目の犯罪が軽微でも少年を訴追することになるとの批判があり<sup>(14)</sup>、2012年法律扶助、犯罪者の量刑及び処罰法<sup>(15)</sup>によって廃止されたが、注意処分に付加措置を付した点で、条件付注意処分の先駆けともいえる制度であった。

### 3 オールド・レポート

条件付注意処分が導入されるきっかけとなったのは、英国控訴院裁判官（Lord Justice）であったオールド卿が、英国大法官（Lord Chancellor）の委託を受けて刑事司法全般を見直し、その結果をまとめた2001年9月の報告書（「オールド・レポート」）である<sup>(16)</sup>。

オールド・レポートは、1999年には約26万6000件の単純注意処分が実施されており、これは刑事事件の全既済件数の約25%に及んでいるものの、多くの人は被害者や犯罪行為への対応として満足のいくものと見ておらず、警察が安易に事件処理をするために利用しているのではないかと懸念されているとした上で、条件付注意処分を導入することを提案した。その具体的内容については、専門家等による詳細な検討が必要であるとしつつ、例えば対象者が何らかのペナルティを受けること、行動を監督されること、何らかの補償をすること、医療その他の処遇を受けることを条件に、警察ではなく検察官に対し、不訴追とするか、訴追を留保する裁量を与え、条件不遵守の場合は訴追し、裁判を受けさせる方式が考えられるとした。

このような提案がなされた理由は、第一に、条件付注意処分と同様の制度が他国で広く実施されていたためである。例えばスコットランドでは、一定の軽微な犯罪につき、検察官（procurator fiscal）が対象者と合意の上、罰金を支払うことで裁判手続をする代わりに注意処分済ませる制度（fiscal fine）があり、また、ドイツでは、軽罪につき、裁判所の同意を得て、対象者が①被害弁償をする、②慈善団体又は国庫に寄付をする、③慈善活動をする、④何らかの援助を提供することの4条件から1つ以上の条件に同意すれば、検察官が対象者を注意処分とする制度があり、他のヨーロッパの国に

も、例えば一定の期間再犯をしないという条件を付するといった制度がある。第二に、手続の早い段階で修復的正義のアプローチを推進する上で、条件付注意処分が有益であるためである。オールド・レポートは、修復的正義を国家戦略として進めていくことも提案しているが、条件付注意処分は、対象者が犯罪によって生じた害を修復することに同意した場合、その遵守を確かなものにする点で有益であるとして、条件付注意処分と修復的正義とを結び付けて考えていた。

なお、オールド・レポートは、英国に条件付注意処分を導入する場合、非常に軽微な犯罪は別として、検察官の責任で行われるべきであり、さらに裁判所の承認が必要であるとした。その理由として、裁判所の承認がなければ、訴追すべき事件を訴追しない「責任逃れ」と見られること、無実の者が訴追を避けるため、厄介な妥協をしてしまうプレッシャーになるおそれがあること、貧富の差で訴追に差がつくことになりかねないことが挙げられている。

この提案は、すでに1993年の刑事司法に関する王立委員会（ランシマン委員会）報告書において、スコットランドを参考に提案されていたものと同様のものであったが<sup>(17)</sup>、被害者の権利及び修復的正義を重視していた当時の英国政府の政策に合致していたため、政府にも好意的に受け入れられることになった<sup>(18)</sup>。

#### 4 白書「全ての者のための正義」

英国政府は、オールド・レポートを受け、2002年の白書「全ての者のための正義」により、公平かつ効果的な裁判を実現するための制度の一つとして、条件付注意処分の制度を提案した<sup>(19)</sup>。

同白書は、すでに数か所の警察で付加措置付注意処分が行われているが、対象者が条件を遵守しない場合に訴追することが認められていないため、軽微な犯罪をし、罪を認めている者につき、訴追する代わりに条件付注意処分にすることを提案した。その真価として、①対象者に早い段階で対処するこ

とが再犯防止に有効であるという多くのエビデンスから、犯罪の減少につながることで、②対象者が犯罪によって生じた害を修復することを確実にすれば、修復的正義のアプローチに有益であり、被害回復に資すること、③裁判所の負担軽減になること、を挙げている。また、対象者側としても、①裁判所に出廷することで周囲に犯罪をしたと知られるのを避けられること、②迅速かつ最終的に自らの犯罪を解決できること、③訴訟費用の負担をしないでよいこと、④薬物やアルコールのケースで治療を受けられること、といったメリットがあるとしている。

同白書は、条件付注意処分は、単純注意処分にするのでは不十分だが、訴追するまでの公益性がないと認められる場合に、検察官によって行われ、保護観察所も関与するものであること、起訴しても有罪になるだけの十分な証拠がなければならず、対象者が自白していることが記録される必要があり、対象者が条件を遵守しなかったならば猶予された罪で訴追されること、条件付注意処分とされたことは記録に残り、その後に対象者が再犯に及んだ場合、警察や裁判所で考慮されること、これまで行われてきた単純注意処分も、引き続きより軽微な犯罪には適用可能であり、その場合には検察庁ではなく警察が行うことなど、制度の概要を明らかにしたが、軽微な自白事件への対応策としての性格が強くなっているといえる。

## 5 2003年刑事司法法案

オールド・レポートでは、条件付注意処分を行うときには検察官の責任で行われるべきことのほか、裁判所の承認が必要であるとされていたが、2002年12月2日付け英国下院の2003年刑事司法法案リサーチ・ペーパー<sup>(20)</sup>は、条件付注意処分を実施するには検察官の同意が必要であるとしつつも、条件付注意処分を実施する主体は警察官、民間の捜査官又は検察庁長官によって権限を与えられた者のいずれかとし、検察官に限定せず、さらに裁判所の承認も必要ではないものとした。

その理由は詳しく述べられていないが、同リサーチ・ペーパーには、幹部

警察官協会 (the Association of Chief Police Officers) からの意見として、従前から行われてきた注意処分制度の有益なところを看過すべきではなく、訴追前の警察と検察庁との協議により、適切な決定がなされるよう、かつ、警察が注意処分を実施する上で行政的な負担がないようにしなければ、被害者の不利益になるような、好ましくない妥協がなされるおそれがあるといった記載がされている。

### Ⅲ 制度の現状

#### 1 法令上の根拠

以上の経緯を経て、2003年法の第3部22条から27条は、18歳以上の成人に対する条件付注意処分を導入した。同法は現在に至るまでの間、2006年警察及び司法法<sup>(21)</sup>、2008年刑事司法及び入管法<sup>(22)</sup>、2012年法律扶助、犯罪者の量刑及び処罰法、そして2014年反社会的行動、犯罪及び警察活動法<sup>(23)</sup>により改正された（以下、順に「2006年改正」、「2008年改正」、「2012年改正」及び「2014年改正」という。）。

また、2008年改正は、10歳以上18歳未満の少年に対しても条件付注意処分を導入したが、同改正は少年に対する最終警告処分を定めた1998年法を改正し、同法に66条AからHを追加する形で行われたため、少年に対する条件付注意処分の法的根拠は、1998年法になる。その後、同法も2012年改正があったほか<sup>(24)</sup>、2015年刑事司法及び裁判所法<sup>(25)</sup>により改正された（以下、「2015年改正」という。）。

これらの法律は、国務大臣に対し、条件付注意処分の詳細に関する職務準則 (code of practice) を定めるように求めているが、これに基づいて発出された最新のものとしては、成人に関する2013年職務準則<sup>(26)</sup>（以下、「成人準則」という。）と、少年に関する2013年職務準則<sup>(27)</sup>（以下、「少年準則」という。）がある。

また、1984年警察及び刑事証拠法<sup>(28)</sup> (PACE) は、検察庁長官が警察官に対する指示（以下、「検察庁長官指示」という。）を定めることを認めてい



るが、これに基づいて発出された最新のものとしては、成人に関する検察庁長官指示第7版<sup>(29)</sup>（以下、「成人指示」という。）及び少年に関する検察庁長官指示第3版<sup>(30)</sup>（以下、「少年指示」という。）がある。

以下では、これらの法令上の根拠に基づき、条件付注意処分制度の現状について見ることにしたい。

## 2 目的

法律には特に定めがないが、成人準則によれば、①軽微な犯罪に均衡のとれた対応をすること、②対象者から被害者やコミュニティに迅速な修復をさせること、③早期に対象者を更生サービスにダイバートして再犯の危険を減少させること、④対象者に対する制裁として金銭を支払わせて処罰すること、が条件付注意処分の目的とされている（成人準則 para1.4）。

少年については、①が「軽微な犯罪」ではなく「適切な事案」と修正され、軽微犯罪対策というよりも、少年司法制度をサポートすることが条件付注意処分の目的とされており（少年準則 para2.3）、関係機関に対して条件付注意処分が少年の福祉や保護を損なうことがないように注意を促している（同 para3.3）。

なお、少年と成人とは、処分決定時の年齢で区別され、犯行時18歳未満であっても、処分決定時に18歳以上になれば、少年に対する条件付注意処分にはすることはできず、年齢を超過した者には成人に対する条件付注意処分が適用される（少年準則 para2.2）。

## 3 実施権者

条件付注意処分は「権限を与えられた者」（authorized person）、具体的には、①警察官、②捜査官、③関連する検察官によって権限を与えられた者のいずれか（以下、「警察官等」という。）によって実施される（2003年法22条1項及び4項、1998年法66条Aの1項及び7項）が、実際には警察官によって実施される場合がほとんどである。検察庁長官指示は、実施権者

を巡査部長（Sergeant）以上か、検察庁長官が特に権限を与えた者に限っており（成人指示 para2.1）、対象者が少年の場合にはこれらに加え、少年犯罪対策チームに類する相応の資格を持っている警察官に限っている（少年指示 para2.1）。なお、決定権者については、後述 4・(2)参照。

#### 4 要件

条件付注意処分にするには、表 1 のとおり、(1)証拠、(2)決定、(3)自白、(4)説明、(5)書面の 5 要件が必要である（2003 年法 23 条、1998 年法 66 条 B）。

表 1 条件付注意処分の 5 要件

1. 証 拠	対象者が犯罪をした証拠があること
2. 決 定	検察官又は警察官等が、当該犯罪で対象者を訴追できるだけの十分な証拠があり、かつ、当該犯罪について条件付注意処分にするべきであると決定すること
3. 自 白	対象者は、警察官等に対して犯罪をしたことを承認していること
4. 説 明	警察官等は、条件付注意処分の効果について対象者に説明し、注意処分に付された条件を遵守できなければ猶予された犯罪で訴追される旨警告すること ※少年の場合には、「適切な大人」の同席が必要 <sup>(31)</sup>
5. 書 面	対象者が、「犯罪の詳細」、「犯罪をしたことの承認」、「条件付注意処分に付されることの同意」、「注意処分に付される条件」が記載された書面に署名すること

※ 2003 年法 23 条及び 1998 年法 66 条 B に基づき、筆者作成。

対象となる犯罪について法律に制限はないが、検察庁長官指示は、人種・国籍・宗教・身上・障害・性・性的志向に由来する憎悪感情を原因とする憎悪犯罪（Hate Crime）やドメスティック・バイオレンスについては、原則として条件付注意処分の対象にならないとする（成人指示 para3.1）。少年の場合は、幹部警察官協会による犯罪重大度要素マトリックス（ACPO gravity matrix）<sup>(32)</sup> のスコアが 3 以下の場合のみ、憎悪犯罪やドメスティッ

ク・バイオレンスでも条件付注意処分にすることができるとする（少年指示 para4.1）。

以下では、この5要件について個別に見ていくことにする。

(1) 証拠

有罪の現実的な見込み（realistic prospect）が得られるほど十分な証拠があるかを、自白を含めた全ての証拠から検討しなければならない。証拠が不十分なときに自白を得るため、条件付注意処方を提案することは禁止されている（成人準則 para2.3 及び 2.4, 少年準則 para5.2 及び 5.3）。

(2) 決定

決定権は、現在では警察官等にも与えられているが、これは2012年改正以降のことであって、それまでは検察官のみが決定することができた。すなわち、前述した2003年刑事司法法案リサーチ・ペーパーのとおり、2003年法では、警察官等が実施権者であるものの、実施には検察官の同意が必要とされ、それによって決定権は検察官に留保されていたが、2012年改正によって、以下のとおり一定の犯罪については検察官の関与は不要とされた（その経緯については後述V・1参照）。

検察庁長官指示は、略式起訴犯罪（summary offence）及び両性犯罪（either way offence）については、警察官等が条件付注意処分を決定できるとするが、両性犯罪のうち重大なものは「例外的な事情」がある場合に限っている。例外的な事情の有無の判断は、警部補（Inspector）以上の者が行わなければならない（成人指示 para4.1, 少年指示 para4.1）。条件付注意処分が軽微な犯罪を念頭に置いていることからすると、これらの犯罪について警察官等に決定権を認めたことは、検察官の関与を大幅に削減したものといえる。

他方で、正式起訴犯罪（indictable only offence）は、原則として訴追が必要であり、条件付注意処分が相当だと思われる場合は、検察官への付託が必要で、警察官等は決定することができない（成人指示 para6.1, 少年指示 para5.1）。正式起訴犯罪を条件付注意処分にできるのは、「最も例外的な事

情」がある場合のみであって、それを認めるには検察庁長官の承認が必要とされている（成人指示 para6.2, 少年指示 para5.2）。

この「例外的な事情」があるといえるのは、公益面から直ちに対象者を訴追する必要がなく、訴追しても裁判所が一定期間の拘禁刑又は重大な社会内罰命令（community order）に処さないと認められる場合とされ、各種の量刑ガイドライン等を参照して量刑の見込みを慎重に評価することになる（成人指示 para14.1～14.4, 少年指示 para13.1～13.4）<sup>(33)</sup>。

なお、いったん警察官によって訴追された後であっても、検察官が事件を精査した結果、条件付注意処分とする方が適切と判断できれば、対象者の同意を得た上で、刑事手続を休止して条件付注意処分にすることができる。その場合には、検察官から警察官等に条件付注意処分を実施するよう指示をする（成人準則 para2.10）。少年の場合は、検察官が判断する前に、検察官から少年犯罪対策チームへの付託も行う（少年準則 para6.3）。

条件付注意処分にするべきかを検討する際には、公益性が問題とされる（成人準則 para2.5, 少年準則 para5.4）。裁判で有罪となれば、重い社会内罰命令又は一定期間の拘禁刑が言い渡されると見込まれる場合は、公益性の点から条件付注意処分にするべきではないとされている（成人準則 para2.6, 少年準則 para5.5）。その他にも、犯罪の重大性、事件の状況、被害者の意見、近隣住民・コミュニティの意見や懸念、対象者の背景事情や犯罪歴、条件遵守に対する対象者の意欲、条件付注意処分が与える影響、裁判になった場合に予想される結果、関連する検察官による指示を考慮する（成人準則 para2.7, 少年準則 para6.2）。少年の場合は、対象者の年齢も考慮事項の一つとされる（少年準則 para4.1～6.2）。成人の外国人であれば、訴追するよりも国外退去とする方が公益性を認めることができるので、拘禁刑になる見込みがあっても、その期間が2年以下と見込まれるのであれば、条件付注意処分にできる（成人準則 para2.9, 成人指示 para15.2.2）。

検察庁長官指示は、「犯罪の重大性」の判断に関して、成人については、治安判事裁判所の量刑ガイドラインを考慮し、両性犯罪でも表2のような

犯罪については、例外的な事情がない限り、条件付注意処分ではなく訴追すべきとする（成人指示 para12.1 及び 12.2, 別表 A）。少年については、幹部警察官協会による犯罪重大度要素マトリックスを考慮すべきとする（少年指示 para11.1）。

表 2 原則として条件付注意処分が不当とされる両性犯罪

重い社会内罰命令又は一定期間の拘禁刑を基本とする両性犯罪	傷害、武器の不法所持、ストーキング、児童虐待、性的暴行、証人脅迫等
刑事法院で審理されるのが通常である両性犯罪	放火、人種又は宗教を理由とする加重傷害、不法侵入、児童買春、児童虐待、薬物の不法所持、詐欺、人身取引、性的暴行、窃盗、殺害の脅迫、証人脅迫、過失運転致死、無免許運転致死、危険運転等

※成人指示 para12.1 及び 12.2, 別表 A に基づき、筆者作成。

対象者に前科・注意処分歴がある場合には、①前の犯罪から十分に時間が経過していること、②今回の犯罪が軽微であること、③前の犯罪と同種ではないこと、④条件付注意処分が被害者及び対象者にとって最善の結果になると見込まれること、⑤対象者は以前に他の裁判外処分を遵守していたことが認められれば、条件付注意処分が適切とされる（成人準則 para2.11）。少年の場合は、②の代わりに条件遵守への意欲があることが必要とされる（少年準則 para6.4）。

今回の犯罪が反復累行されたものの一部である場合は、条件付注意処分は適切ではないとされる（成人準則 para2.12, 少年準則 para6.5）。また、同種再犯で再度の条件付注意処分にすることは、例えば前回の処分時から2年以上経過しているといった例外的な事情がない限り、行われるべきではない。前回の条件付注意処分条件を遵守できなかった者についても同様である（成人準則 para2.13, 少年準則 para6.6）。

検察庁長官指示では、犯罪歴があればそれだけで条件付注意処分にすることができなくなるわけではないが、最近の犯行や犯罪歴を全体的に考慮すべ

きで、少年の場合には、過去に2回にわたって条件付注意処分とされているのであれば、さらなる条件付注意処分に犯罪防止効果があるとは言い難いとする（成人指示 13.1, 少年指示 12.1）。

### (3) 自白

法律上は、対象者の自白が条件付注意処分を決定する前に存在していることまで必要とされていないが、職務準則は、遅くとも対象者が条件付注意処分とされる時点では、当該犯罪（複数ある場合は、その全て）について自白していなければならないとする（成人準則 para3.3, 少年準則 para4.2）。職務準則は、対象者が曖昧ではない、明確な自白をしていなければ、条件付注意処分にはすることはできないとし、これは対象者の精神状態や知的能力に疑いがある場合は特に重要で、このような状況のとき、警察官等は特に慎重になるべきとする（成人準則 para3.4, 少年準則 para4.3）。

もっとも、検察庁長官指示は、自白に関し、(a)対象者が明確で信用できる自白をしており、抗弁となりうる供述をしていない場合だけではなく、(b)対象者が自白していなくても、否認はしておらず、あるいは争わない意向を示している、犯罪が行われたこと及び犯人性について信用できる証拠で確認できているか、又は質の良い映像記録で対象者が犯罪を行っていることが明確に記録されている場合には、条件付注意処分にはすることができるとしている（成人指示 para10.2, 少年指示 para9.2）。

他方、検察庁長官指示は、対象者が本当に反省し、注意処分に付される条件を遵守する意欲を示していれば、条件付注意処分を考慮できるが、対象者が注意処分を実行する時点で責任を認めていないのであれば、条件付注意処分は適切ではなく、対象者が注意処分に同意せず、あるいは付される条件に同意しないのであれば、他の条件を検討するか、あるいは訴追すべきとしている（成人指示 para15.1, 少年指示 para14.1）。そうすると自白の有無の判断は形式的に行うことが難しくなり、事件ごとの具体的な事情に基づいて個別に行わざるをえないように思われるが、供述内容のみならず、対象者の態度や意欲を全体的に考慮することになるものと考えられる。

#### (4) 説明

職務準則によれば、警察官等は、条件付注意処分を実施する前に、対象者が無償かつ独立した法的助言を受ける機会を確保するものとし（成人準則 para3.5, 少年準則 para16.1）、その上で対象者に対し、①対象者に不利な証拠と決定権者が決定した内容、②付された条件によって対象者がしなければならないこと、③将来訴追されれば証拠として利用されることなど、自白することによって生じる結果、④条件付注意処分を受けるためだけに自白をすべきではないこと、⑤条件付注意処分は、犯罪歴の一部となり、雇用主や、雇用主になろうとする者に開示されること、子どもや社会的弱者と一緒に働くことができなくなる場合があること、⑥2003年性犯罪法<sup>(34)</sup> 附則3に定められた犯罪について条件付注意処分となれば、同法に基づく通知を義務付けられること、⑦条件付注意処分はいつでも辞退できること、⑧条件の遵守ができなかった場合には捜査されること、対象者には条件を遵守できなかった理由について弁解する機会が与えられるが、それまでの条件遵守の程度、事案の状況等を考慮し、猶予された犯罪について訴追するかどうか決定されること、⑨一定の場合を除き、対象者が同意した条件は被害者に通知され、民事手続においてその詳細が利用される可能性があることを説明し、⑩条件及び条件付注意処分に同意するか確認するものとしている。なお、少年の場合には、これらの説明に「適切な大人」の同席が必要である（成人準則 para3.6, 少年準則 para16.1）。

以上の説明を行った上、警察官等は、条件付注意処分を実施する時点で、対象者が以下のことを理解しているか確認しなければならない。①手続の間、常に法的助言を受ける権利を有していること、②条件付注意処分に同意することの効果、特に条件付注意処分は有罪判決ではないが、犯罪歴の一部となり、一定の場合には開示されること、③条件を遵守しているかどうか確認する方法（対象者側に条件遵守を立証する責任があるかも含む）、④条件付注意処分を辞退する場合は、できる限り速やかに警察官等に通知すること、その場合は、猶予された犯罪について起訴され、訴追されうること、⑤

警察官（又はその他の条件遵守監督機関）との接触状況，あるいは条件付注意処分を辞退するまでのプロセスは，条件を遵守したかどうか判断をする上で問題となりうること，⑥条件不遵守の場合に生じる結果（特に猶予された犯罪について逮捕され，訴追されうること），⑦住所を変更したときは直ちに警察官（又はその他の条件遵守監督機関）に通知すること（成人準則 para3.7，少年準則 para16.2）。

以上の手続を行う上で，警察官等は，PACE 職務準則 C に基づき，成人であっても精神障害のある者又は精神的な弱者であれば「適切な大人」に関与してもらうことを考慮する（成人準則 para3.8）。少年の場合は，手続の意味及び選ぶことができるということを理解させるように，特に注意しなければならない。少年が手続に参加できるよう適切に時間をかけることが重要とされる（少年準則 16.3）。外国人又は英語が話せない者の場合には，その者が理解できる言語で説明されなければならない（成人準則 para3.9）。

#### (5) 書面

職務準則は，対象者が署名する書面について，①条件付注意処分の対象となる犯罪の詳細，②遵守しなければならない全ての条件，③条件遵守を監視する方法，④条件付注意処分の効果と条件の遵守に失敗した場合の結果（将来訴追される可能性を含む），⑤対象者の明確な自白，⑥条件付注意処分に付されることの同意，⑦付される条件への同意，⑧条件を遵守しなかったとき，遵守できなくなったとき，遵守するつもりがなくなったとき，条件付注意処分を辞退するときに，対象者が連絡すべき担当者又は担当部局の詳細について，記載があるものでなければならないとする（成人準則 para3.10，少年準則 para16.4）。成人の場合には，将来条件が遵守できずに訴追されれば，法律に基づき，この書面が刑事手続の証拠として認められることについても警告しておかなければならない（成人準則 para3.11）。



## 5 条件の内容

### (1) 種類

表3のとおり、成人に対する条件付注意処分に付すことができる条件には、(a)更生、(b)修復、(c)懲罰、(d)国外退去があり、これらの条件の中から、1つ又は複数を付すことができる（2003年法22条3項）。(d)は成人の外国人犯罪者のみを対象としているため、少年には(a)から(c)の条件を付すことになる（1998年法66条Aの3項）。

表3 条件の種類

(a) 更生	対象者の更生を促進するもの 目的：犯罪行動の修正、再犯の危険の低減、社会への再統合に向けた援助。 具体例：薬物・アルコール濫用防止プログラムへの参加、その他依存症に対処するための治療介入、ギャンブル・借金といった個人的な問題を管理するコースの受講など（成人準則 para2.14 及び 2.15）。少年については、各種濫用防止プログラムのほか、犯罪行動に対処するために少年犯罪対策チームが利用可能なあらゆる介入（少年準則 para7.1 及び 7.2）。
(b) 修復	犯罪によって生じた害の修復を確実にするもの 目的：犯罪による直接又は間接の損害の補償。 具体例：被害者の同意を条件とした、謝罪、補償、その他の損害回復。被害者に対する損害賠償、コミュニティの財産損害の補償、コミュニティでの修復活動又は慈善団体・コミュニティの基金への寄付など（成人準則 para2.14 及び 2.16、少年準則 para7.1 及び 7.3）。
(c) 懲罰	対象者に懲罰を与えるもの ※2006年改正により追加 (c)-1 制裁として対象者に金銭を支払わせるもの 略式裁判で有罪になった場合に言い渡される罰金の最高額の4分の1か、250ポンドのどちらか低い方を超えられない（2003年法23条A）。少年については、いかなる犯罪でも100ポンドを超えられない（1998年法66条C）。 (c)-2 一定の時間、一定の場所での活動に対象者を参加させるもの 更生目的が必要とされる時間を除いて、合計20時間を超えられない。少年も同様である（2003年法22条3項B、1998年法66条Aの5項）。
(d) 国外退去	外国人対象者を国外退去にするもの ※2012年改正により追加 (d)-1 連合王国から退去させるもの (d)-2 一定の期間、連合王国に再入国させないもの 対象：EU経済圏外の外国人犯罪者で、連合王国からの退去指示（direction for removal）又は退去命令（deportation order）を受けた者

※2003年法22条～23条A、1998年法66条A並びにC、成人準則 para2.14～2.20及び少年準則 para7.1～7.5に基づき、筆者作成。

このうち(c)懲罰の条件につき、成人準則によれば、成人には(c)-2の条件は利用されていない(成人準則 para2.37)。少年準則によれば、少年に対しては(c)-1のみならず、(c)-2による無償労働又は一定の活動に参加させることが可能であるが、対象となるのは16歳及び17歳の少年のみである。無償労働は、被害額が算定できない場合や、損害賠償ができない少年が無償労働を通じてコミュニティに間接的な償いをする場合に適しているとされ、全国犯罪者管理局(National Offender Management Service)<sup>(35)</sup>によって実施される(少年準則 para7.4)。

そのほか、関係者との連絡や一定の場所への訪問を禁止するといった、対象者の行動を制約する条件は、法律上の定めはないものの、前記(a)から(d)の各条件の目的に役立つ場合に限って認められる(成人準則 para2.33, 少年準則 para10.1)。一定期間再犯をしないことの誓約など、将来の行動に関する条件も認められる(成人準則 para2.34, 少年準則 para10.2)。対象者が成人で、十分な資力がある場合には、(a)から(d)の条件遵守に関連して発生する費用を合理的な範囲で支払わせることを追加の条件とすることも認められる(成人準則 para2.35)。

## (2) 条件の期限

略式起訴犯罪の場合は、16週間以内に達成可能な条件とし、両性犯罪又は正式起訴犯罪の場合は、個別のケースに応じて16週間以上とすることもできるが、20週ンを越えることはできない。期限の進行は、条件付注意処分とされた時から開始する(成人準則 para2.30及び2.31, 少年準則 para9.1及び9.2)。

成人の外国人に出国の条件を付する場合、できる限り速やかに、通常は16週間以内に実行させるべきであるが、例外として出国先の行政手続が16週間以上かかるときには、延長できる。24週間以上かかるのであれば、この条件を付すことは適切ではないとされる(成人準則 para2.32)。

## (3) 金銭に関わる条件についての留意事項

金銭に関わる条件としては、①前記(b)修復の条件のうち、補償金を支払わ

せるもの、②前記(c)懲罰の条件のうち制裁として金銭を支払わせるもの、③条件遵守に関連して発生する費用を支払わせるものがある（成人準則 para2.36, 少年準則 para11.1）。

このうち①については、法律上は金額に制限がないが、検察庁長官指示は身体傷害について表4のとおり上限を設定している（成人指示別表B, 少年指示別表B）。

表4 身体傷害に対する補償金の上限額

擦過傷	打撲傷	内出血	残らない切り傷	捻挫
£75まで	£100まで	£125まで	£100~200	£100~200

※成人指示別表B及び少年指示別表Bに基づき、筆者作成。

また、②の金額を決定するには、対象者の資力、犯罪の重大性を含む事件の状況を考慮し、少年の場合には少年犯罪対策チームからの情報も考慮すべきであるとされているが（成人準則 para2.37 及び 2.38, 少年準則 11.2 及び 11.3）、検察庁長官指示が表5のとおり基準を定めている。

表5 金銭的制裁の金額の基準

			略式起訴犯罪	両性犯罪	正式起訴犯罪
成人	18歳～	標準	£50	£100	£150
		減軽する場合	£20~40	£30~50	£100~150
少年	14歳～ 17歳	最高額	£30	£50	£75
		減軽する場合	£5~20	£5~30	£30~50
	10歳～ 13歳	最高額	£15	£25	£35
		減軽する場合	£5~10	£5~15	£15~20

※成人指示別表B及び少年指示別表Bに基づき、筆者作成。

なお、②の制裁として金銭を支払わせる条件は、売春目的での徘徊及び勧誘、薬物の所持、1998年道路交通法<sup>(36)</sup>又は1998年道路交通犯罪者法<sup>(37)</sup>に定められた犯罪を条件付注意処分にする際には、付することができないとされ

ている（成人指示別表 B，少年指示別表 B）。

さらに、③の条件遵守に関連して発生する費用を合理的な範囲で支払わせることは、対象者が成人で、十分な資力がある場合に追加の条件とすることができるが、資力のない対象者については、それに代わる条件を検討しなければならないとされている（成人準則 para2.35）。

こうした金銭に関わる条件は、裁判手続によって支払いを強制するものではなく、合理的な弁解なくして支払いが行われなければ、条件不遵守として訴追することになる（成人準則 para2.40，少年準則 para1.5）。少年の場合、支払義務を負うのは条件に同意した対象少年であって、その親や保護者に支払義務はない（少年準則 para1.8）。

対象者の資力が限られている場合には、被害者への補償が優先される（成人準則 para2.42，少年準則 para1.7）。

複数の金銭に関わる条件を付すること、例えば被害者への補償金の支払いに加えて、制裁として金銭を支払う条件を付することも可能だが、支払総額は対象者の資力の範囲内でなければならない、かつ、合理的な期間内に支払えるものでなければならない（成人準則 para2.43，少年準則 para1.4）。

対象者の資力からして被害の全額が補償できない場合であっても、後述する「適切性」があれば補償を条件として注意処分に付することは認められる（成人準則 para2.44，少年準則 para1.9），ただし、成人であれば、訴追して裁判所による賠償命令を受けさせれば支払期間が長期間になるため、事件の全事情を考慮して、賠償命令の方がより適切ではないかを検討すべきとされる（成人準則 para2.44）。

## 6 条件の選定基準

条件を選定するにあたっては、常に「適切性」(appropriate)、「均衡性」(proportionate)、「達成可能性」(achievable)が必要とされる（成人準則 para2.21，少年準則 para8.1）。その具体的な内容は表 6 のとおりである。特に少年の場合は、「適切性」を検討する上で、年齢、成長度及び個別事情が

考慮され、少年犯罪対策チーム等の意見も参考にされる（少年準則 para8.1）。

表6 条件の選定基準

適切性	<p>対象者の行動を変えるための問題解決アプローチを優先し、可能であれば被害者への償いを優先する（成人準則 para2.23, 少年準則 para8.2）。成人の外国人であれば、外国人向けの条件を最も優先する（成人準則 para2.24）。</p> <p>①被害者や近隣住民・コミュニティへの修復・補償、②対象者を一定の地域から遠ざけるなど、被害者や近隣住民・コミュニティの利益、③修復的正義のプロセスによる、コミュニティ・犯罪の影響を受けた者へのプラス作用、④修復的な奉仕労働によるコミュニティの利益、⑤制裁として金銭を支払うことによる将来の犯罪の防止、を考慮する（成人準則 para2.26, 少年準則 para8.3）。</p> <p>なお、前記(c)-1の制裁として金銭を支払う条件は、修復・更生を条件にすると「適切性」がない場合又は修復・更生の条件では「均衡性」がない場合のみ、付することができる（成人準則 para2.25, 少年準則 para8.3）。</p>
均衡性	<p>注意処分に付される条件全体と犯罪行為との均衡を考慮し、条件の数を最小にして目的が達成できること（成人準則 para2.27, 少年準則 para8.4）</p>
達成可能性	<p>対象者側の事情、身体的・精神的能力、金銭的な条件の場合はその資力を考慮し、条件を達成できること（成人準則 para2.28, 少年準則 para8.5）。</p> <p>対象者の信仰に反したり、日常の仕事・通学等を妨害しないこと（成人準則 para2.29, 少年準則 para8.6）。</p>

※成人準則 para2.21～2.29 及び少年準則 para8.1～8.6 に基づき、筆者作成。

条件選定時には、適切であれば、被害者及びその他関係機関の意見も留意される（成人準則 para2.45, 少年準則 12.1）。ただし、条件を選定できるのは決定権者のみであって、法令上の根拠に基づき、「適切性」、「均衡性」及び「達成可能性」があるかどうかを確認しなければならない（成人準則 para2.46, 少年準則 para12.2）。被害者の意見は、できるだけ聴取し、修復的正義などで被害者が条件に直接関与する場合には、必ず被害者の同意を得

なければならない（成人準則 para2.47, 少年準則 13.1）。しかし、被害者の意見は、重要であるものの、決定的なものとはされていない。「均衡性」を考慮すると、付すべき条件が被害者の希望に沿わない場合があるから、被害者の意見を聴取するとき、被害者の期待をふくらませないように注意すべきとされている（成人準則 para2.48, 少年準則 13.2）。

もともと、被害者との関係につき、2014 年改正は、2003 年法に 23 条 ZA を追加し、検察官又は警察官等は、条件付注意処分によどのような条件を付すかを被害者と協議する義務を負い、被害者の意見を得るために合理的な努力をしなければならないと、被害者の意見は社会内改善報告書（community remedy document）に記載されなければならないとした。この改正の後には、これまでの職務準則以上に被害者の意見が重視されることが予想される。

## 7 条件の不遵守

### (1) 条件遵守の監視

決定権者は、条件付注意処分を決定する際に条件遵守の監視とその立証の仕組みについて検討しておくべきとされる（成人準則 para3.12, 少年準則 para17.1）。条件遵守を監視する全責任は、成人の場合は警察官等が（成人準則 para3.13）、少年の場合は少年犯罪対策チームが負う（少年準則 para17.3）。

### (2) 条件不遵守の場合

対象者が条件を遵守せず、そのことに合理的な弁解ができない場合、猶予されていた犯罪について刑事手続が開始される。前記 4・(5)の書面は、刑事手続で証拠として使用できる。刑事手続が開始されれば、条件付注意処分は効力を停止する（2003 年法 24 条, 1998 年法 66 条 E の 1 項から 3 項）。

条件不遵守を認定し、その対応を決定するのは、決定権者である（成人準則 para3.15, 少年準則 para17.4）。検察庁長官指示によれば、警察官等が条件付注意処分の決定をした事件では、警察官等が対応を決定できるが、警察官が起訴できない犯罪である場合や、検察官が条件付注意処分を決定した事

件では、検察官に付託しなければならないとされている（成人指示 16.7.2, 少年指示 para15.7.2）。

合意された期間内、条件を遵守すれば、猶予された犯罪について訴追される可能性はなくなる。他方、条件を遵守しなければ、それ自体は犯罪ではないとしても、それまで猶予されていた犯罪につき訴追される結果となりうるが、条件の変更や、不措置が適切な場合もあるとされる（成人準則 para3.16, 少年準則 para17.5）。

条件不遵守の立証は、対象者に条件を遵守したことを説明・証明させるか、条件不遵守に対する合理的な弁解をさせる機会を与えることによって行う（成人準則 para3.17, 少年準則 para17.6）。対象者からの反応がないとき、合理的な弁解がないと結論づけたとき、条件不遵守が継続しそうなときは、猶予された犯罪につき訴追が行われる（成人準則 para3.18, 少年準則 para17.6）。

対象者は、条件付注意処分を辞退することもできるが、決定権者は、それを条件不遵守として取り扱うかどうか検討する（成人準則 para3.19, 少年準則 para17.8）。

条件不遵守又は辞退があったものの、合理的な弁解が認められるか、本質的な部分では条件が遵守されたと認められるときは、①条件付注意処分は達成されたものとする、②条件付注意処分は達成されなかったが、公益面から不起訴とする、③従来条件の達成のための新しい期限を設定する、④従来の条件を変更する、のいずれかを決定する（成人準則 para3.22, 少年準則 para17.9）。

条件不遵守によって訴追がなされた場合、警察官等は、対象者への通知と、地方及び国が記録している犯罪歴の変更を確実に行わなければならない。訴追により手続が開始されれば、条件付注意処分は失効するが、条件付注意処分とされたこと、条件を遵守しなかったことは、対象者の記録に残る。少年の場合は、少年犯罪対策チームが、少年への通知と、警察官への情報提供をする（成人準則 para3.29, 少年準則 para19.1 及び 19.2）。

条件不遵守で訴追した場合、検察官は、裁判所に対してそのことを明らかにするとともに、付されていた条件の詳細、部分的な遵守の程度についても明らかにする（成人準則 para3.30, 少年準則 para19.3）。

### (3) 条件不遵守と逮捕

2006年改正により、警察官は、条件付注意処分とされた者が、合理的な弁解なく条件を遵守しなかったと認める合理的な理由があるとき、その者を無令状で逮捕できるようになった。条件の不遵守それ自体が犯罪とされているわけではないが、逮捕された者は、それまで猶予されていた犯罪で起訴されるか、起訴決定まで保釈されるか、不起訴となって釈放されるかのいずれかの処分を受けることになる（2003年法24条A, 1998年法66条Eの4項及び5項）。

実際には、逮捕の必要性がある場合に逮捕することになる。逮捕の後、対象者が合理的な弁解なく条件を遵守しなかったかを捜査するため、あるいは検察官による起訴決定によって正式に対象者を起訴するため、留置することができる。対象者が留置されるのは、これらの捜査や起訴手続に必要な期間に限られる。これらの捜査や起訴手続は、できる限り速やかに行われるべきであり、短期間でできないのであれば、起訴すべきと判断したとしても、対象者は法律に従って保釈される。検察官のみが起訴を決定できる場合は、事件は検察官に付託されなければならないが、短期間で結論が出そうにないときは、対象者はしかるべき短期間で保釈される（成人準則 para3.26～3.28, 少年準則 18.1～18.3）。

## 8 条件の変更

2008年改正により、対象者の同意の上、検察官が条件を変更することが認められ、2012年改正によって決定権の所在が変更されたことにより、警察官等も条件を変更できるようになった（2003年法23条B, 1998年法66条D）。

変更後の条件に対象者が同意しなかったときは、従来の条件で条件付注意



処分を継続することができる。対象者の拒否が不合理ならば、訴追することもできる。条件の変更は、通常1回までとする（成人準則 para3.23, 少年準則 para17.10）。あらゆる条件の変更は記録に残すとともに、対象者に説明する必要がある。少年の場合には、被害者への説明も必要とされる。変更後の条件を明確に記載した書面を作成し、警察官等と対象者の双方が、新しい条件を受け入れる旨の署名をしなければならない。新しい条件、変更された条件の不遵守は、従来の条件の不遵守と同様に取り扱われる（成人準則 para3.24, 少年準則 para17.11）。

## 9 他機関との協力

成人の場合、保護観察所は、条件付注意処分にするべきか、いかなる条件を付すべきかについて、警察官等を支援するほか、対象者の監督及び更生について支援する（2003年法26条）。しかし、成人準則には条件遵守の監視体制を確実なものとするために、保護観察及び全国犯罪者管理局との合意が必要であることが指摘されているが（成人準則 para3.14）、それ以上に保護観察所がどのように関与するのか、詳しい記載がない。

少年の場合、条件付注意処分を実施したら直ちに、少年犯罪対策チームに付託するものとされている（1998年法66条6A項）。少年準則は、検察官や警察官等は、全ての事件について少年犯罪対策チームに付託するものとし、付託を受けた少年犯罪対策チームは、遅滞なく条件付注意処分が実行できるか事案を確認するとともに、少年にとって適切な条件や必要な委託スキームについて一次的な審査を行い、条件付注意処分が直ちに実行できるよう審査の結果を早期に警察官や検察官に通知すべきであるとしている。少年犯罪対策チーム・警察によって提供された情報や意見、特に少年犯罪対策チームからの報告を考慮して、警察官等又は検察官が少年を条件付注意処分にするかを決定する。いったん少年が起訴されたものの、その後に警察官等や検察官が、訴追よりも条件付注意処分の方が適切であると判断した場合にも、同様に少年犯罪対策チームに早期のアセスメントを付託すべきであると

される（少年準則 para15.1～15.6）。

## IV 運用状況

### 1 統計の状況

ここでは、入手できた英国検察庁による統計<sup>(38)</sup> から条件付注意処分の運用状況を見るが、留意を要する点が二つある。

まず、英国検察庁のホームページから入手できたのは、2008年10月から2014年9月までの、各四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）の条件付注意処分に関する統計である。四半期では比較対照にやや不便であるため、本稿では2008年から2014年までの各1年間（1月1日～12月31日）で合計した数字を算出したが、原典が四半期ごとの統計であるため、2009年、2010年、2011年、2012年及び2013年は1年分の数字になっているものの、2008年は10月から12月までの3か月分、2014年は1月から9月までの9か月分という中途半端な数字になっている。

また、2003年法は2003年11月に成立したが、条件付注意処分が実施されたのは2004年12月からであり、ほぼ半数の警察管区で実施されたのが2007年9月で、全国的に実施されるようになったのは2008年3月からであった<sup>(39)</sup>。英国では、このように法律が成立してもその実施までに長い時間がかかることがあり、これまで見てきた条件付注意処分のうち、①懲罰の条件を付したもの、②少年に対するもの、③外国人犯罪者に対する国外退去条件を付したものについては、同様に法改正から実施までに時間がかかっているため<sup>(40)</sup>、以下の統計には含まれていない。

### 2 総数

条件付注意処分を受けた者の数は、表7のとおりである<sup>(41)</sup>。前述のとおり、検察官は訴追後であっても、事件を精査した結果、条件付注意処分にする方が適切であると判断できれば、対象者の同意を得た上で、刑事手続を休止して条件付注意処分にすることができる。表7の「訴追後」は、そのよ

うにして検察官が条件付注意処分にした者の数であるが、検察庁の統計では2010年1月から訴追後の条件付注意処分について記載がなされており、それ以前の数は不明である。

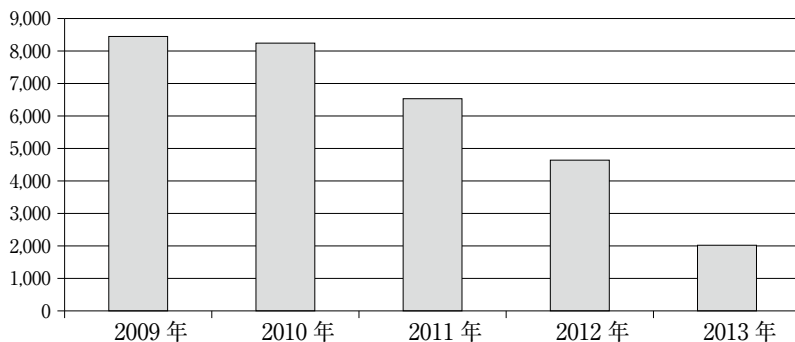
表7 条件付注意処分を受けた者の総数

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
訴追前	2,122	8,449	7,301	5,465	3,948	1,333	260
訴追後	—	—	940	1,066	692	686	517
合計	2,122	8,449	8,241	6,531	4,640	2,019	777

### 3 減少状況

検察庁の統計では、2013年4月以降、訴追前に条件付注意処分を受けた者の数が激減している。これは前述した2012年改正が2013年4月から実施され、警察官等が検察官の関与なしに条件付注意処分にした場合には、検察庁の統計に残らなくなったことが一因である。もっとも、こうした法改正前から、条件付注意処分になった者の数は減少傾向にあった。1年間の数字が確認できる2009年から2013年までの落ち込み状況は、図1のとおりである。

図1 条件付注意処分を受けた者の減少状況（2009年～2013年）



#### 4 条件の種類

表8は、条件付注意処分に付された条件の種類を見たものである。条件は、1つ以上付することができるため、対象者によっては複数の条件が付されることもあり、条件の数と対象者の数とは一致しない。また、前述のとおり、懲罰的条件や外国人の国外退去条件は、この統計に含まれていない。圧倒的に数が多いのは、修復の条件のうち、補償である。

表8 条件の種類

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	累計
更生	薬物介入計画 (DIP)	274	1,054	689	508	244	82	89	2,858
	アルコール関連	234	872	443	224	146	31	41	1,960
	更生その他	138	505	480	451	584	252	351	2,509
修復	修復的正義	69	290	247	192	121	34	55	974
	補償	1,620	6,951	6,236	5,007	3,475	1,162	1,287	24,576
	謝罪の手紙	553	2,197	1,831	1,191	699	210	252	6,723
	修復その他	66	209	163	96	62	39	58	654
行動制約		227	609	381	213	210	89	113	1,753
合計		3,181	12,687	10,470	7,882	5,541	1,899	2,246	42,007

図2 条件の種類 (割合)

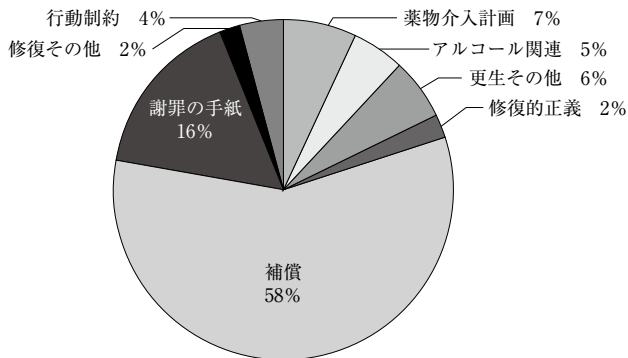
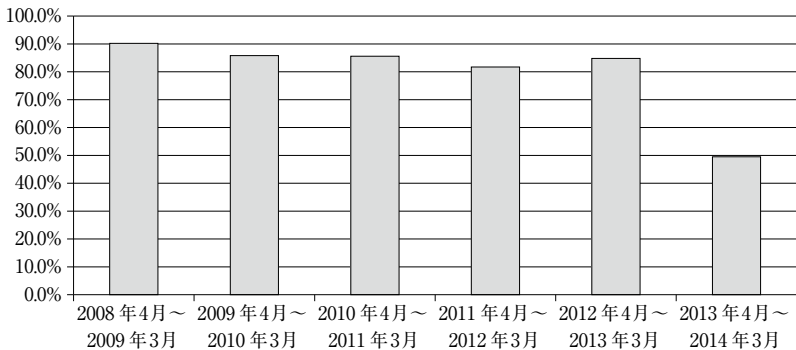


図2は、統計のある期間中の累計で、条件の種類を明らかにしたものであるが、補償を条件としたものが58%を占めて最も多く、謝罪の手紙16%、薬物介入計画（Drugs Intervention Programme）7%がそれに続いている。

## 5 条件の遵守率

図3は、条件の遵守率を見たものである。2013年3月までは80%以上を保っていたが、2013年4月以降は50%以下にまで落ち込んでいる。統計上はその理由が明らかではない。

図3 条件の遵守率



## 6 条件不遵守の場合の措置

統計のある期間で条件が遵守されなかったのは、合計4400件であり、それに対する措置は、起訴が3171件（72%）、不起訴が735件（17%）、条件の変更が494件（11%）であった。

# V 問題点とその検討

## 1 裁判外処分の多用化問題

英国では、これまでに見てきた条件付注意処分、単純注意処分、少年に対

する最終警告処分の他に、以下のような裁判外処分が認められている<sup>(42)</sup>。

(1) 大麻所持に対する正式警告処分 (Cannabis Warning)

2004年から制定法の根拠なく導入された。少量の大麻所持について警告で済ませ、警告したことは記録するものの、犯罪歴としては残さない。18歳未満の少年には適用されない。

(2) 固定反則金通知 (Fixed Penalty Notices / FPNs)

1998年道路交通法に基づく。当初は軽微なスピード違反や車両の故障等に適用されていたが、次第に無保険での運転といった比較的重い交通違反にも適用され、また、ゴミのポイ捨て、飼犬の汚物放置、落書き、無許可での広告の掲示やビラの配布、車両放置や迷惑駐車等といった交通違反以外の罪にも適用されるようになった。警察官や地方自治体の係官は、違反者に50から500ポンドまでの制裁金の支払を通知し、通知どおりに支払われれば、交通違反以外は特に記録にも残さないが、支払がないときは違反者を訴追することができる。

(3) 不秩序行為反則金通知 (Penalty Notices for Disorder / PNDs)

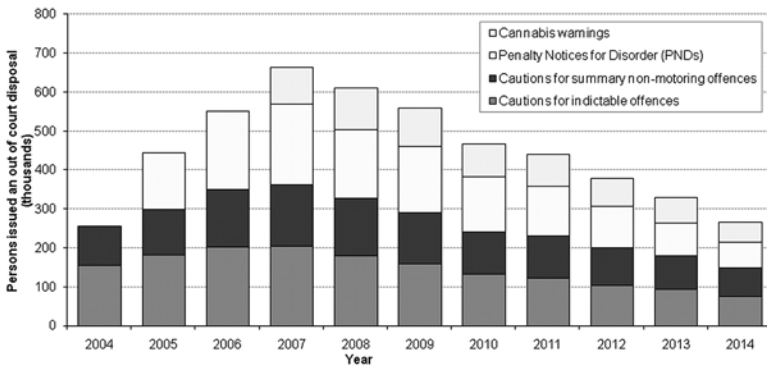
2001年刑事司法及び警察法<sup>(43)</sup>に基づく。飲酒酩酊や脅迫的な言動、花火の不正使用といった不秩序行為のほか、販売価格200ポンドまでの窃盗、警察時間空費、500ポンドまでの財産損害、18歳未満の者へのアルコール販売といった不秩序行為と関係のない犯罪にも適用される。通常は制服警察官が、16才以上の者に対し、50から80ポンドの制裁金の支払いを通知するが、警察補助員 (Police Community Support Officer) や認証を受けた民間人にも通知する権限が認められている。通知どおりに支払われればそれで終了となるが、支払がないときは裁判所によって支払いが強制される。なお、対象者が事実関係を争った場合に限り、裁判所で審理される<sup>(44)</sup>。

もっとも、英国ではこうした裁判外処分が多用されたため、2009年頃から、マスコミや刑事司法関係者からの批判が高まった<sup>(45)</sup>。ここではその詳細な検討はできないが<sup>(46)</sup>、批判の内容としては、①性犯罪や暴力犯罪といった重大な犯罪まで裁判外処分の対象になっていること、②常習犯罪者が何度

も裁判外処分を受けていること、③地域によって実施状況にばらつきがあること、が指摘されている<sup>(47)</sup>。そのため、英国政府は、2015年刑事司法及び裁判所法17条によって、正式起訴犯罪や両性犯罪については「例外的な事情」がなければ単純注意処分の適用ができず、また、前科や注意処分歴がある者に対する単純注意処分の適用を制限するなどの対応をしている。

このように裁判外処分が多用されていた状況については、以下の図4のとおりである。

図4 裁判外処分になった者の数



Source: [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/428932/criminal-justice-statistics-december-2014.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/428932/criminal-justice-statistics-december-2014.pdf)

2007年から2008年にかけて裁判外処分になった者の数が60万人を超えているのは、当時の英国政府による軽微犯罪の取締り強化政策と結びついて、裁判外処分が多用されたためと考えられており、それはネット・ワイドニングの弊害を招いたと批判されたが<sup>(48)</sup>、2008年を境により重大な犯罪を重視する方向で政策が見直され、2009年以降は刑事司法の対象となる人員が減少傾向にあることもあって、裁判外処分の総数は減少している。なお、この統計では単純注意処分と条件付注意処分は区別されていない。

こうした裁判外処分に対する批判から、その適用を制限しようとする政策がとられた一方で、条件付注意処分を巡る状況は異なっている。繰り返しに

なるが、そもそも 2003 年法は、条件付注意処分の実施権者は警察官等としつつも、検察官にのみ決定権を与えていたのに、前述した 2012 年改正は、略式起訴犯罪や両性犯罪といった、条件付注意処分が本来の対象とすべき犯罪の場合に、警察官等のみの判断で条件付注意処分を決定することができるとし、適用が拡大される方向へと改正したのである。

2011 年 10 月に行われた英国下院の委員会審議において、野党議員は、この法改正に関し、条件付注意処分から検察官の関与をなくすことは、逮捕するとともに犯罪者に判決を言い渡す権限を警察官に認めることになるおそれがあり、例えば知的障害や精神障害のある者に対して、適正な精査がないまま、不適切な条件付注意処分が行われる結果となりかねないと批判したが、クリスピン・ブランド法務政務次官（Parliamentary Under-Secretary of State for Justice）は、①条件付注意処分は、被害者やコミュニティへの修復を可能にし、犯罪行動の潜在的な原因に対処して更生を図ることができ、懲罰を加えることもできるといった、単純注意処分や他の裁判外処分では不可能なことを可能とするのに、年間 7000～8000 件しか実行されていない、②その理由は、警察官が検察官の関与なしに起訴できる事案であっても、条件付注意処分では検察官の関与が必要とされており、一貫していないことが混乱を招いているだけでなく、警察官及び検察官にとって不必要なお役所仕事となっている、③法改正によって、警察官が軽微な犯罪をより適切に取り扱うための柔軟性を与えることができ、それは軽微犯罪の段階で修復的正義を実現させることになる、などと反論している<sup>(49)</sup>。

同様の結論は、2011 年 6 月の英国警察検査官及び英国検察検査官の協働検査報告書「裁量権の行使：司法への入口」でも指摘されている<sup>(50)</sup>。同報告書は、裁判外処分に対する批判を受け、2008 年 4 月から 2009 年 3 月までの 1 年間にわたり、5 警察管区から裁判外処分となった 190 の事案及び訴追された 50 の事案を抽出し、単純注意処分、条件付注意処分、不秩序行為反則金通知及びその他の修復的正義による処分の運用状況を検査し、以下のように報告している。



#### (1) 地域間のばらつき

裁判外処分が全事件に占める割合は、最少の地域で26%、最多の地域で49%となっており、地域差だけでは説明しがたい状況にある。

#### (2) 決定の適切性

抽出した事案の3分の1で、例えば再犯者を繰り返し裁判外処分に行っているなど、法令に適合していない例が認められた。

#### (3) 処分の有効性

処分決定後の12か月間にわたって追跡調査を実施したところ、再犯率が最も低かったのはその他の修復的正義による処分（40件のうち再犯が9件；再犯率22.5%）で、次いで条件付注意処分（50件のうち18件；36.0%）、単純注意処分（50件のうち21件；42.0%）、不秩序行為反則金通知（50件のうち22件；44.0%）となっていて、訴追された事案が最も高かった（50件のうち40件；80.0%）。

被害者への聞き取り調査では、訴追された事案では回答のあった被害者の満足度が高くなかった（22人中、「満足」「とても満足」が14人；満足度63.6%）のに対し、不秩序行為反則金通知（12人中、12人；100%）及び条件付注意処分（11人中、10人；90.9%）では高く、単純注意処分（17人中、12人；70.5%）及びその他の修復的正義による処分（24人中、19人；79.1%）でも、訴追された事案よりも高くなっている。

#### (4) 効率性及び負担の軽減

事案を直接担当した警察官が費やした時間のみ（上司等が費やした時間は除く）で比較すると、訴追で平均8時間45分、条件付注意処分で平均8時間12分、単純注意処分で平均7時間11分、留置を伴う不秩序行為反則金通知で平均6時間14分、その他の修復的正義による処分で平均5時間1分、路上での不秩序行為反則金通知で平均3時間31分かかっている。

この検査報告は、自らも認めるようにサンプルの数が少ないという限界はあるが、条件付注意処分は、被害者の満足度が高いというメリットがありながら、効率性及び負担の軽減においては、訴追とほとんど変わらないという

デメリットがあることを指摘した。そして、検察官による最終決定を得るために警察官が追加で書類を作成しなければならないことが、軽微な犯罪では不必要なお役所仕事だという意見があるため、警察官が検察官に相談しないで条件付注意処分を決定できるようにする、という2012年改正に沿った提案をしており、前記の法務政務次官の答弁にも影響しているものと思われる。この2012年改正によって条件付注意処分の運用にどのような変化が生じるのかは、今後を注視する必要がある。

## 2 欧州人権条約6条との関係

欧州人権条約6条は、全ての刑事訴追の決定は、独立した公平な裁判所による公平かつ公開の審理によって行われなければならないとする。2006年改正によって、条件付注意処分に付される条件の内容として「懲罰」が加わったとき、この条約6条との関係が問題とされた。

英国政府が条件付注意処分の条件として「懲罰」を加えようとしたとき、下院・上院から強い抵抗を受けた。反対論の主張は、①対象者の懲罰を条件とすることは検察官の役割を根本的に変更し、治安判事や裁判官から刑を言い渡す権限を奪って、検察官に刑を言い渡す権限を与えるもので、原理原則から許されないし、1689年権利章典に違反する、②修復や更生の目的は注意処分の基本的な考え方と一致しているが、懲罰は明確に矛盾している、③無実の者が訴追されて裁判を受けることを嫌がって、条件付注意処分を不当に受け入れる懸念がある、といったものであった。

これに対して政府は、①落書きのような反社会的行為の事案で、行為者に社会内で無償労働をさせるのが更生のために最善であると認められるとき、現在では最短で40時間の労働をさせる場合でさえ裁判所の決定が必要とされており、より軽い対応として無償労働を条件とする注意処分を導入し、反社会的行為に対する対応範囲の隙間を埋める必要がある、②修復や更生に加えて、少額の金銭的制裁を条件にすることで、犯罪行為の不当性をよく理解させることができ、固定反則金通知やこれまでの条件付注意処分による効果

と一体性を持たせることができる、③スコットランドでは同様の制度である fiscal fine が広く受け入れられている、④英国の憲法原理との関係でも、条件付注意処分は被疑者の意思に反して刑罰を「強制」するものではなく、被疑者は注意処分を受け入れるか、訴追されて公開の法廷で審理を受けるかを、無料の法的な助言を受けた上で選択できるのであって、受け入れられないと考えれば、「裁判所で無罪を主張する。」とか「有罪を認めるが、裁判所で取り扱ってもらいたい。」と言えばよく、処罰するのは最終的には裁判所であるから、検察官に処罰する権限を与えるものではない、⑤警察官等は、固定反則金通知や不秩序行為反則金通知といった「即時の」財産的制裁を被疑者に言い渡すことが法律で認められているのに、法律家の資格があり、独立した組織の検察官が、どうして同様のことをすることはできないのか、などと反論した。

結局、懲罰を条件とする注意処分にすることができる犯罪の範囲と金銭的制裁の金額の上限について政府が妥協したため、2006年改正は成立した<sup>(51)</sup>。

条件付注意処分ではないが、少年に対する最終警告処分が欧州人権条約6条に違反するかが争われたケースとして、英国上院によるR対ダラム警察事件判決<sup>(52)</sup>がある。同事件は、同級生の少女多数に対して強制的にわいせつな行為を行った14歳の少年が、警察の取調べに対して自白したため、警察官は少年に対する最終警告処分を決定したが、少年と保護者は、その結果として1974年犯罪者更生法<sup>(53)</sup>により性犯罪者として登録されることを理解しておらず、それを知った後に、少年に対する最終警告処分は欧州人権条約6条に違反するとして訴えを起こしたものである。

同事件の判決において、ビンガム裁判官（ロジャー裁判官、ブラウン裁判官も同意見）は、少年に対する最終警告処分は、公判審理を受けて処罰される可能性をなくすものであるから、「刑事訴追」とはいえず、犯罪歴として記録されることは有罪判決の公表や宣告とは異なるから、その手続を「刑事訴追の決定」と同視できないなどとして、少年の訴えを退けた。他方、ヘイル裁判官（ステイン裁判官も同意見）は、少年が逮捕され、取り調べられ、

保釈で釈放されたこと、最終警告処分は「対象者の法的地位の重大な変更」を及ぼし得るものであることなどから、訴追しない決定をしたことで「刑事訴追」が存在しなくなったとはいえないとしつつ、少年の自白及び更生プログラムへの参加が自発的な意思によるものであれば、最終警告処分に条約違反の問題は生じないとした。

英国検察庁の検察官でリーズ大学刑事司法研究所のアソシエイト・フェローであるイアン・ブラウンリーは、この判決を手がかりに検討を加え、ピンガム裁判官の意見によれば、条件付注意処分にすることは条約6条の「刑事訴追の決定」に当たらず、検察官がこれを決定しても条約違反の問題は生じないことになるが、他方でピンガム裁判官が、多くの英国内及びヨーロッパの裁判例を根拠にして、「予防、治療、更生又は福祉の促進を手段とするもので終わる手続であれば、通常は『刑事訴追の決定』とはいえない。」(傍点筆者)と結論づけていること<sup>(54)</sup>も考慮し、「懲罰」を目的とする条件を付する場合には、R対ダラム警察事件判決とは異なる判断をされる可能性があるとする。そして、ヘイル裁判官の意見を参考に、条件付注意処分に同意するという被疑者の決定が、独立した公平な裁判所による審理を受ける権利を有効に放棄したといえるかどうかを、あらゆる事情から判断するべきであると主張する。条約6条の権利は、公共の利益の下に国家が修正・制約することは許されない絶対的なものではあるが、対象者が全ての事情を理解した上で、明確に放棄するのであれば、放棄できないほど根本的なものではないと理解されている<sup>(55)</sup>。そのため、ブラウンリーは、①放棄は黙示・暗示のものではなく、表明されなければならないこと、②明示・黙示を問わず、強制や誘惑によるものでないこと、③明確で信用できる自白があること、④注意処分の手続について対象者に十分説明し、納得を得ることが必要であるとする。また、⑤検察側の証拠を事前に開示するよう求める権利、⑥必要があれば弁護人の援助を受ける権利、⑦注意処分に同意し、条件遵守に失敗した場合の効果についての十分な説明、⑧必要があれば「適切な大人」の同席を求めることも、保護として必要であるとする。なお、これらを保障した上で、

PACEによる被疑者取調べの録音をすることもより大きな保護となるが、条件付注意処分は軽微な犯罪を対象としており、軽微な犯罪は録音しないという実務の取扱いと矛盾するという問題があるとする<sup>(56)</sup>。

ブラウンリーの主張は2007年になされたもので、その後に職務準則及び検察庁長官指示は改訂されており、前述した制度の現状からすると、現在ではブラウンリーの主張のほとんどが職務準則及び検察庁長官指示で実施されているといえる。検察官による処分決定が公平な裁判所による審理を受ける権利を奪うのではないかという問題は、わが国でも問題となりうるところであるが、そのような権利も放棄できるという視点から、手続的な保障をした上で、被疑者の自発的かつ信頼できる意思決定を重視するブラウンリーの主張は、示唆に富むところがある。他方で、軽微な犯罪を対象とする場合、簡易かつ迅速な処理という要請から、どこまで手続的な保障を徹底するかという問題にも配慮する必要がある。

### 3 無償での修復労働条件の試行

前述したように、現在では条件付注意処分に付される条件の内容として、無償労働をさせることも認められているが、英国法務省は、2006年12月から2007年9月までの間、7地域において、無償での修復労働（unpaid reparative work）を条件付注意処分の条件とする試行を行い、その結果を公表した<sup>(57)</sup>。試行例は6例にすぎず、結果は低調であったが、その理由としては、条件付注意処分が全国的に実施される前に試行を行うなど準備が十分でなかった上、修復労働ということで対象者による犯罪と労働とを関連づけたため、罪名が公共財産損害（criminal damage to public property）である者が対象者として適していたが、そのような対象者が多くなかったことが指摘されている。そのほかに、条件試行に参加した者に対するインタビュー調査に基づいて、以下のような指摘がなされている。

#### (1) 保護観察との相違

条件付注意処分の条件として修復労働をさせる場合、保護観察で行われて

いる無償労働スキームが一般的なモデルとなるが、保護観察所は、試行の結果、同スキームを条件付注意処分の対象者に使用することは適切ではないと判断した。その理由は、条件付注意処分と保護観察の性質の違いがあり、前者は警察が行い、主に初犯者を対象としているのに対し、後者は保護観察所が行い、悪質な犯罪者を対象としているので、重視されるターゲットが異なる上、一緒に労働させれば悪風感染のおそれもあること、保護観察対象者だけでキャパシティを超えている地域もあることが指摘されている。

#### (2) 簡易・迅速性の欠如

警察官は、修復労働を条件付注意処分の条件にしようとする場合、まず対象者を選択しなければならず、対象者がした犯罪に応じて何時間の労働が適切かを決定しなければならず、検察庁の承認をとらなければならず、利用可能なスキームを確保するために保護観察所と打ち合わせをしなければならず、実施前に保護観察所と対象者のリスク・アセスメントをしなければならぬなど、簡易かつ迅速な他の裁判外処分に比べて、時間と手間がかかるものだと考えるようになった。これが積極的な試行を妨げた原因の一つとなったとされる。

#### (3) 連携・指示の不十分さ

条件付注意処分に関連する検察庁、警察及び保護観察所の三者による連携が、試行を成功させる最も重要な要素であったが、特に条件遵守の監視について、この三者間の責任分担に関する明確な指示がなかった。地域によっては、修復的正義の関係機関に協力してもらい、修復的正義のプロセスと関連づけて、教会の修繕や学校のメンテナンスといった修復労働を実施した地域もあったが、修復的正義の関係機関からは、修復労働を修復的正義の代替策とすべきではないという懸念が示された。こうした外部団体との関係や、対象犯罪や労働時間をどうするかといった点についても、明確な指示がなかった。

#### (4) 適切な作業の確保

例えば試行地域が広がったり、対象者が試行地域外に居住していて、無償

修復労働をするために長距離の移動を強いることが適切ではない場合があった。消防隊の放火防止活動や、飲み屋街を日曜日に掃除させること、地方自治体や慈善団体の店との協力なども試行されたが、設備が必要だったり、健康及び安全面の問題があったり、対象者の能力が低かったりして、うまくいかなかった。

以上のとおり、無償での修復労働条件の試行は失敗に終わり、試行の参加者も多くが不満を表明していたとされる。前述したように、現在でも無償労働条件は成人に利用されていないなど、その実施は活発でない様子が窺える。しかし、労働は単なる「懲罰」や「修復」だけではなく、「更生」にも結びつきうることからすると<sup>(58)</sup>、なお活用方法について検討の余地があるように思われる。

## VI 結びに代えて

本稿での考察を通じて、英国の条件付注意処分は、基本的には軽微な自白事件への対応策として、修復的正義と結びつけられて導入されたが、付される条件には更生や修復といったものばかりでなく、懲罰や国外退去を目的としたものがあり、これまでの統計では修復の条件のうち補償を行うことが約6割を占めていること、また、修復的正義と結びつけられていることもあって、被害者の満足度は高いが、裁判外処分の一つとして簡易・迅速さが求められているのに、訴追するのとほぼ変わらない時間と手間がかかり、次第に運用は低調になっていて、その対策として検察官の関与を縮小するという改正が行われたことが明らかになった。

条件付注意処分のような条件付き刑事訴追猶予制度では、処分決定後にも条件の遵守を監視する時間が含まれることを考えると、場合によっては訴追する以上の時間と手間がかかる可能性もあり、条件付注意処分に簡易・迅速さを求めることは、そもそも困難であるように思われる。しかし、条件付注意処分には、一定の事件につき、問題解決を刑事裁判で図るのではなく、コミュニティで図るという理念が認められ、「裁判外処分」という表現は適切

ではなく、むしろ「近隣司法」とか「コミュニティ司法」というべきであるという指摘もある<sup>(59)</sup>。ただし、それが刑事司法の「責任逃れ」と見られたり、被疑者に保障されるべき権利が保障されない結果となってはならない。刑事裁判が唯一の解決策ではないことを認めつつ、刑事裁判が行われないことによる被疑者・被告人の不利益をいかに減らしていくかを考える必要があるが、その上で、これまでの失敗を含む英国での実践例には参考になるところがあるように思われる。

英国の刑事司法の動きは活発で、本稿で条件付注意処分の全てを拾い切れたとは到底言えず、とりわけ英国の刑事司法全体の中での条件付注意処分の位置付けについては、本稿では十分に考察できなかつた。今後の法改正をフォローするとともに、将来の課題としたい。

- (1) 本稿の訳語や英国刑事司法の状況については、清野憲一「英国刑事法務事情 (1)～(42)」刑事法ジャーナル3号(2006年)～44号(2015年)を参考にした。
- (2) Criminal Justice Act 2003.
- (3) 2003年法による英国の刑事訴追制度の変化を論じたものとして、小山雅亀「イギリスの刑事訴追制度の動向(補論)——2003年刑事司法法施行後の訴追方式について——」西南学院大学法学論集39巻1号(2006年)61頁以下。
- (4) 太田達也「福祉的支援とダイバージョン——保護観察付執行猶予・条件付起訴猶予・微罪処分——」研修782号(2013年)11-18頁。
- (5) 最近の「入口支援」に関しては、拙稿「検察官の訴追判断に関する一考察——『入口支援』の試行を踏まえて——」国士館法学48号(2015年)77頁以下。
- (6) R. Taylor et al., *BLACKSTONE'S GUIDE to The Criminal Justice Act 2003*, (2004), p24.
- (7) Ibid., p25.
- (8) A. Ashworth et al., *THE CRIMINAL PROCESS*, 4th ed (2010), p175.
- (9) Crime and Disorder Act 1998.
- (10) R. Leng et al, *BLACKSTONE'S GUIDE TO THE CRIME & DISORDER ACT 1998*, (1998), p1.
- (11) 親、後見人、少年が地方当局や任意団体の保護下にあるときはその代理人又



は地方当局社会福祉事業部のソーシャル・ワーカーのいずれかとされ、いずれもが同席できないときは、警察官でないか、警察に雇用されていない、責任ある18歳以上の者とされている。

- (12) 警察、保護観察所、社会福祉機関、保健機関、教育機関などの職員によって構成され、専門的、多角的に少年の問題点を分析し、少年が最も必要としている援助を与えることを目的として、少年及び被害者との面接、少年が命じられた命令の実施状況の監督、報告書の作成、警察での少年の取調べの立会等を行う。下津健司「英国の少年司法における新たな試み——少年犯罪対策チームの活動について——」法曹597号（2000年）37頁以下参照。
- (13) R. Taylor et al., *op. cit.*, p25.
- (14) R. Morgan, *Summary justice: Fast—but Fair?*, (2008), p12-13
- (15) Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012.
- (16) Lord Justice Auld, *Review of the Criminal Courts of England and Wales*, (2001), p380-382.
- (17) Royal Commission on Criminal Justice, cm 2263 (1993), p82-83.
- (18) R. Taylor et al., *op. cit.*, p26.
- (19) *Justice for All*, cm 5563 (2002), p71.
- (20) *The Criminal Justice Bill, Bill 8 of 2002-03*, RESEARCH PAPER 02/72, HOME AFFAIRS SECTION, HOUSE OF COMMON, (2002), p51-53, <http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP02-72/RP02-72.pdf> (Accessed 6 August 2015).
- (21) Police and Justice Act 2006.
- (22) Criminal Justice and Immigration Act 2008.
- (23) Anti-social Behaviour, Crime and Policing Act 2014.
- (24) 前述したように、少年に対する最終警告処分を廃止し、少年に対しても単純注意処分を導入した。
- (25) Criminal Justice and Court Act 2015
- (26) Ministry of JUSTICE, *Code of Practice for Adult Conditional Cautions*, (2013).
- (27) Ministry of JUSTICE, *Code of Practice for Youth Conditional Cautions*, (2013).
- (28) Police and Criminal Evidence Act 1984.
- (29) The Crown Prosecution Service, *The Director's Guidance On Adult Conditional Cautions*, 7th ed, (2013).
- (30) The Crown Prosecution Service, *The Director's Guidance On Youth Conditional Cautions*, 3rd ed, (2015).

- (31) 当初は「適切な大人」の同席が必要とされていたのは17歳未満の少年に限られていたが、2015年改正により18歳未満の全少年に対象が拡大された。
- (32) 警察官による処分決定の指針となるもので、犯罪の重大性に応じて1~4のスコアがつけられており（例えば誘拐は4、警察官への暴行は3、一般暴行は2）、それに加重・減軽して最終的なスコアを決定し、最終的なスコアが1であれば犯罪者に応じた最も軽い処分を、4であれば原則として訴追をし、2又は3は注意処分や条件付注意処分等を考慮する。
- (33) 検察庁長官指示は、その際に考慮すべき要素として、具体的には、①責任・生じた害悪の程度、②故意の程度又は結果として生じた害悪の予見可能性、③加重要因の全て、④減軽要因の全て、⑤最近は同種の前科及び注意処分歴がないこと、⑥その他に量刑に重大な影響を与えうる対象者及び犯行に関する全要因、⑦当該事案に対する全体的な公正さ、公開の法廷での審理を必要とするような事情の有無、⑧当該事案の状況に応じた量刑の範囲を挙げる。
- (34) Sexual Offences Act 2003.
- (35) 2004年6月、当時の内務省内に刑務所庁及び保護観察所の各一部の機能を統合して創設され（清野・前掲「英国刑事法務事情（4）」刑事法ジャーナル6号63頁）、現在は法務省下の組織となっている。
- (36) Road Traffic Act 1998.
- (37) Road Traffic Offenders Act 1998.
- (38) [https://www.cps.gov.uk/publications/performance/conditional\\_cautioning/](https://www.cps.gov.uk/publications/performance/conditional_cautioning/)
- (39) L. Rice, edited by L. Zealey, *Conditional cautions: lessons learnt from unpaid reparative work pilot implementation*, Ministry of JUSTICE, Research Summary 5/10, (2010), p2. Available at [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/205176/conditional-cautions-unpaid-reparative-work-pilot.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/205176/conditional-cautions-unpaid-reparative-work-pilot.pdf) (Accessed 28 July 2015).
- (40) 前掲注(38)によれば、これらの実施は2013年4月8日からである。
- (41) 以下の表7並びに表8及び図1から図3は前掲注(38)の統計に基づいて、全て筆者が作成した。
- (42) R. Morgan, *op. cit.*, p13.
- (43) Criminal Justice and Police Act 2001.
- (44) N. Padfield et al., *OUT OF COURT, OUT OF SIGHT? CRIMINAL SANCTIONS AND NON-JUDICIAL DECISION-MAKING*, The Oxford Handbook of CRIMINOLOGY (5th ed, 2012), p962.
- (45) 清野・前掲「英国刑事法務事情（17）」刑事法ジャーナル19号（2009年）74頁、「同（18）」同20号65頁、「同（19）」同21号（2010年）54頁、「同

- (22) 同 24 号（2010 年）73 頁，「同（27）」同 29 号（2011 年）85 頁参照。
- (46) 英国政府は 2013 年 9 月から裁判外処分の見直しを開始しており，今後も大幅な法改正が行われることが予想される。<https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-out-of-court-disposals>（Accessed 23 September 2015）.
- (47) <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201415/cmselect/cmhaff/799/79905.htm>（Accessed 22 September 2015）.
- (48) R. Morgan, *op. cit.*, p25.
- (49) <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201011/cmpublic/legalaid/111013/pm/111013s01.htm>, col.786-789（Accessed 23 September 2015）.
- (50) Criminal Justice Joint Inspection, *Exercising Discretion: The Gateway to Justice*, (2011).
- (51) Ian Brownlee, *Conditional Cautions and Fair Trial Rights in England and Wales: Form versus Substance in the Diversionary Agenda?*, (2007), Crim. L.R., p130-132.
- (52) R. (on the application of R) v Durham Constabulary [2005] UKHL 21.
- (53) Rehabilitation of Offenders Act 1974.
- (54) ビンガム裁判官の意見においては，こうした手続の例として，1974 年犯罪者更生法による性犯罪者としての登録のほか，損害賠償金の大幅な加算，警察による特別な監視，性犯罪者命令，反社会的行為命令，資格剥奪命令，子育て命令及び指紋の保管について，ヨーロッパ人権裁判所又は英国裁判所が人権条約違反の問題はないと判断したことが指摘されている（前掲注(52) p14-15）。
- (55) *Millar v Procurator Fiscal (Elgin)* [2002] 3 All E.R. 1041, PC, citing *Deweer v Belgium* (1980) 2 E.H.R.R. 439 and *Pfeifer and Plankl v Austria* (1922) 14 E.H.R.R. 692.
- (56) I. Brownlee, *op. sit.*, p136-140.
- (57) L. Rice et al., *op. sit.*
- (58) 犯罪者の更生と就労の関係については，拙稿「犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題」早稲田大学社会安全政策研究所紀要 7 号（2015 年）281 頁以下。
- (59) Criminal Justice Joint Inspection, *op. sit.*, p5.